

いじめ防止等のための基本的な方針

平成27年8月

北海道札幌開成高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。さらに、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであり、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである。

このように、全ての生徒に関係するいじめ問題に対し、家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、「いじめのない学校づくり」をめざし、生徒が安心・安全な生活を送り、様々な活動に取り組むことができる環境づくりに努めるものである。

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- その他

(3) いじめの構造(生徒指導提要 文部科学省-より)

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「聴衆」としてはやしたてたりおもしろがったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。

(4) いじめる心理

いじめの背景にあるいじめる側の心理という視点から生徒の生活をみることでいじめの未然防止にもつながる。いじめの衝動を発生させる主な要因として次の5つがあげられる。

- 心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱いものへの攻撃によって解消しようとする。)
- 集団内の異質なものへの嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる。)
- ねたみや嫉妬感情。
- 遊び感覚やふざけ意識。
- いじめの被害者となることへの回避感情。

(5) いじめに対する基本認識

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る。
- いじめは絶対にゆるされない。
- いじめられた子どもを守り通す。
- いじめる子どもへの毅然とした対応と粘り強い指導。
- 保護者との信頼関係づくりと関係機関との連携。

2. いじめの防止等の具体的な取組

(1) いじめの未然防止に関すること

- 豊かな心をはぐくむ
 - 学校行事等の体験活動により自己肯定感、自己有用感を育む。
 - アクティブラーニングを取り入れた授業の推進により、コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係を育む。
- 子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進
 - 「命の大切さを見つめ直す月間」における取組(8月末～9月末)
 - いじめ防止等に関し、生徒会を中心とした自主的活動の支援を行う。
 - 保護者並びに地域との連携
- 学校ホームページやPT会通信を活用し、いじめ問題への対応の仕方や、自己肯定感、自己有用感を高めるための子どもへの大人の関わり方などについて啓発する。
- 校内研修の充実
 - 子ども理解に関する研修の内容に基づき、校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的な対応をする。

(2) いじめの早期発見・早期対応に関すること

- 個人面談(教育相談)を通じた実態把握(年3回程度)
 - 進路相談も含め、生徒個々と面談を行う中で、悩みやいじめに関する実態を把握する。
- 悩みやいじめに関するアンケート調査(毎年11月)
 - 札幌市教育委員会の実施するアンケート調査により、実態を把握する。分析に当たっては、管理職を中心に複数の視点から検討し、調査用紙から個々の生徒の心的な状況を把握するように努める。

保護者懇談を通じた情報交換（年2回程度）

- ・進路相談も含め、保護者と懇談をする中で、家庭や学校の様子について情報交換をする中で生徒の変化を確認する。

相談体制の整備

- ・生徒や保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談できるように教育相談体制を整える。日頃より困ったときの相談者や相談窓口が複数いることを認識させる。

インターネットを通じて行われるいじめに関する事案への対処

- ・札幌市教育委員会が行う専門業者によるネットパトロールを活用し、早期対応が必要ないじめ事案に対処する。
- ・専門家によるSNS利用に関する講演会を実施し、情報モラルについての啓発活動を行う。

2. いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条）

（1）いじめ防止対策委員会の設置

構成

副校長、教育相談委員会委員長・副委員長、スクールカウンセラー、
学年主任・副主任、生徒指導部長・副部长、PT会会長・副会長

役割

- ・学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的に行う。
- ・特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ・学校基本方針の策定や見直しやチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルにより検証を行う。

3. 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、速やかに札幌市教育委員会に報告を行う。調査の主体については札幌市教育委員会が判断する。学校が調査主体となった場合には、いじめ防止対策委員会が中心となって、事実関係を明確にするための調査を行う。札幌市教育委員会が調査主体となった場合には、その組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

重大事態の意味

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合

- ・生徒が自殺を企画した場合。
- ・身体に重大な被害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。等を想定

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合

- ・年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

- ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめ防止対策委員会

副校長、教頭、教育相談委員会委員長・副委員長、スクールカウンセラー、 学年主任・副主任、生徒指導部長・副部长、PT会会長・副会長	
調査委員会	生徒指導部長・副部长、当該学年主任・副主任

いじめの定義
 生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為、(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているもの。

心の教育の充実	早期発見のための措置	相談体制の整備	SNSへの対策
各教科・各学年・各分掌	各教科・各学年・各分掌	教育相談委員会	生徒指導部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 命を大切にする指導 ・ 性に関する講演会 ・ 薬物に関する講演会 ・ 交通安全街頭指導 ・ 保健・安全指導 ・ 環境美化 ・ ボランティア活動 ・ 学校行事 ・ HR活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修、カンファレンス ・ 気づきと共有 ・ いじめ調査 ・ 家庭訪問 ・ 保護者懇談 ・ 個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口 ・ スクールカウンセラー ・ 相談室たより ・ 研修 ・ 情報の共有 ・ 面談 ・ 関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットパトロール ・ SNS講演会 ・ 情報科との連携 ・ 情報提供 ・ 保護者への啓発 ・ 関係機関との連携

いじめへの対応

相談・訴え・発見

- | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|
| 本人 | 生徒 | 保護者 | 教職員 | その他 |
|----|----|-----|-----|-----|

いじめの事実確認

いじめを受けた		いじめを行った	
本人	保護者	生徒	保護者
支援	支援	指導	助言

生徒指導部・学年・関係機関

重大事態の発生

札幌市教育委員会への報告

調査委員会による調査



いじめ防止対策委員会

生徒・保護者への適切な情報提供

再発防止のための措置